

二級河川津谷川水系河川整備計画

平成28年9月

宮城県・岩手県

序 県内二級水系河川整備計画の策定及び見直しの基本的な考え方

(1) 東北地方太平洋沖地震での被災状況

- 宮城県の県管理河川においては、107 河川 278 箇所地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂やがれきによる河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じた。
- 特に、三陸沿岸では 30m、仙台湾岸の砂浜海岸でも 10m を越える大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらした。
- 堤防の決壊、流出及び沈下等の被害に加え、広域的な地盤沈下により、洪水や高潮に対する安全度が著しく低下した。

(2) 県内二級水系河川整備計画の策定及び見直しの視点

東北地方太平洋沖地震からの施設復旧にあたっては、被災教訓に基づく新しい知見を取り入れ、単なる原形復旧にとどまらず、想定規模を超える災害があつたとしても一定の施設機能が維持できるよう十分配慮する。

実施にあたっては、財源が全国の幅広い負担に基づくものであることを踏まえ、説明責任と透明性が確保されるものでなければならない。

また、広域地盤沈下により高まった浸水被害の危険性を軽減するため、河川、ダム、遊水地などの整備による総合的な治水対策を推進する。あわせて、ソフト対策と連動した洪水の予防減災対策を推進する。

さらに、近年の異常気象に伴い、頻発が予測される水害に対応すべく、「災害に強い川づくり」を目指して、近年の降雨状況を考慮した規定計画の計画規模の妥当性、豪雨災害の被災状況や水防体制等の検証を確実にを行い、より一層効果的なハード・ソフト事業を展開するものとする。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量を確保するために、河川への流入量や排水量に関係機関と調整した上で、流水の適正な管理や円滑な水利用を推進する。

環境面では、東北地方太平洋沖地震前の自然環境の多くが流出したが、時間の経過とともに回復傾向が確認されている箇所もある。特に、水際域と陸域、上下流の自然環境の連続性を確保するよう動植物の生息・生育・繁殖環境を保全すべく、モニタリング調査を継続するとともに各分野の専門家・学識者からの指導・助言を受けながら災害復旧を実施する。

以上をふまえ、県内二級水系の河川整備計画を下記視点により策定及び見直しを行うものとする。

事業の実施にあたっては、関係機関と適切な役割分担と密接な連携を図りながら、進めるものとする。

- ① 河川災害復旧事業の河川整備計画への位置づけ
- ② 広域地盤沈下に対応した計画高水位、計画堤防高の補正及び計画津波水位の位置づけ
- ③ 近年の降雨状況を踏まえた計画規模の確認
- ④ 豪雨災害による被害に対応した整備区間の見直し
- ⑤ 関係機関と連携した流水の正常な機能維持するための流量の確保
- ⑥ 東北地方太平洋沖地震前後での河川を取り巻く環境面の変化
(環境調査、環境アドバイザー制度の活用)

【 目 次 】

1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 流域及び河川の概要.....	1
1.1.1 流域の概要.....	1
1.1.2 流域の地形・地質.....	3
1.1.3 流域の気候.....	5
1.1.4 流域の土地利用状況	5
1.1.5 流域の社会環境	6
1.1.6 流域の自然環境	7
1.1.7 流域の歴史・文化.....	8
1.2 河川整備の現状と課題.....	9
1.2.1 治水の現状と課題.....	9
1.2.2 利水の現状と課題.....	13
1.2.3 環境の現状と課題.....	14
1.2.4 河川の維持管理の現状と課題.....	16
1.3 河川整備の目標.....	17
1.3.1 計画対象区間.....	17
1.3.2 計画対象期間.....	17
1.3.3 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	18
1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	18
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	19
1.3.6 河川の維持管理に関する目標.....	19
2. 河川整備の実施に関する事項.....	20
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により 設置される河川管理施設の機能の概要.....	20
2.1.1 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する整備	20
2.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備	24
2.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	24
2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	26
2.2.1 河川の維持の基本となる事項.....	26
2.2.2 河川の維持管理	26
2.2.3 危機管理体制の整備・強化.....	28
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	32
2.3.1 流域上流部の森林保全.....	32
2.3.2 災害に強いまちづくりとの連携	32
2.3.3 震災復興計画との連携.....	32

1. 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 流域及び河川の概要

1.1.1 流域の概要

津谷川は、その源を宮城県気仙沼市と岩手県一関市室根町の太田山（685.6m）に発し、太田山に連なる稜線から西側の一関市室根町津谷川地内の流水を集め、南方に向い流れながら県境狭窄部を越え宮城県に入る。県境から東南に流向を変え、気仙沼市本吉町津谷地内を経て二級河川馬籠川を合流し、赤崎海岸で太平洋に注ぐ流域面積約 107.1km²、流路延長約 16.4km の二級河川である。

その流域は、宮城県気仙沼市と岩手県一関市の 2 市からなり、沿線には農村として集落が点在し、河口から 3km~4km 付近及び河口部右岸に市街地が発達している。

狭い低平地部を流れるため、洪水時においては降雨の降り始めから洪水が最大となるまでの時間が短い特性を持ち、学園橋より上流部は掘込み河道となる。

当該地域は、県立自然公園気仙沼に接し、河口部は三陸復興国立公園に指定されている。昭和 47 年に開通した国道 45 号、昭和 52 年に開通した J R 気仙沼線*が通っており、三陸の交通の要所として重要な地域となっている。また、流域の水源である太田山のある北上山地は、東北地方の太平洋沿岸を宮城県北部から岩手県を縦貫し、青森県南部に達する古生代及び中世代前期に発達した古い地層の山脈であり、その東岸は太平洋に落ち込み、リアス式海岸を形成して変化に富んだ地形と景勝をなしている。また、三陸沿岸各地は天然の良港に恵まれ、三陸沖の良漁場と相まって水産業が発達している。

*東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により被災し、現在は BRT による運行が行われている。

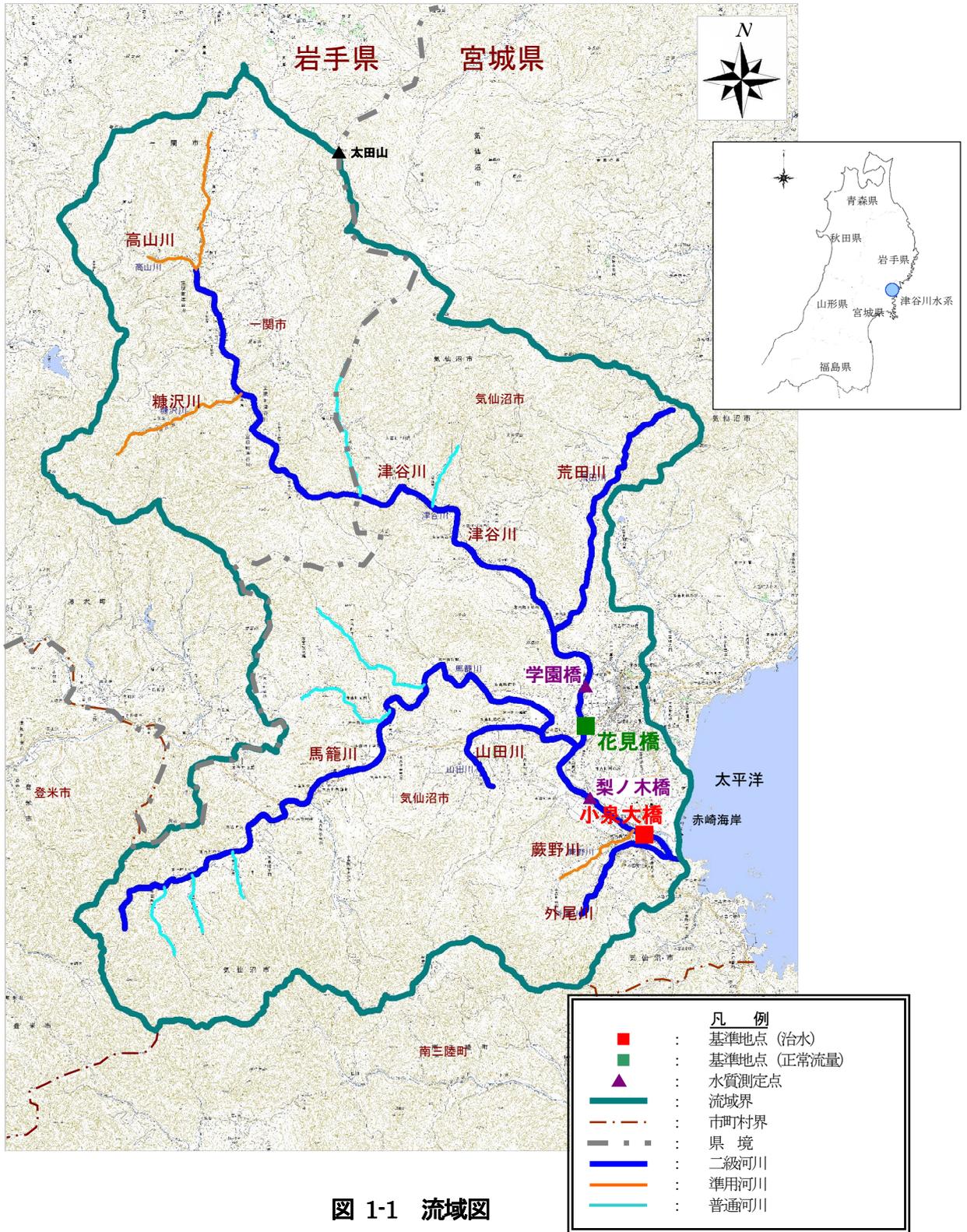


图 1-1 流域图

1.1.2 流域の地形・地質

(1) 地形

津谷川流域の地形は、太田山（685.6m）等に代表される山地と、北上山地が太平洋に落ち込むリアス式海岸が陸地に入り込んだ箇所に津谷川が流入し、河口付近に流出土砂が堆積して形成された下流域の平坦地に気仙沼市本吉町の市街地が広がっている。

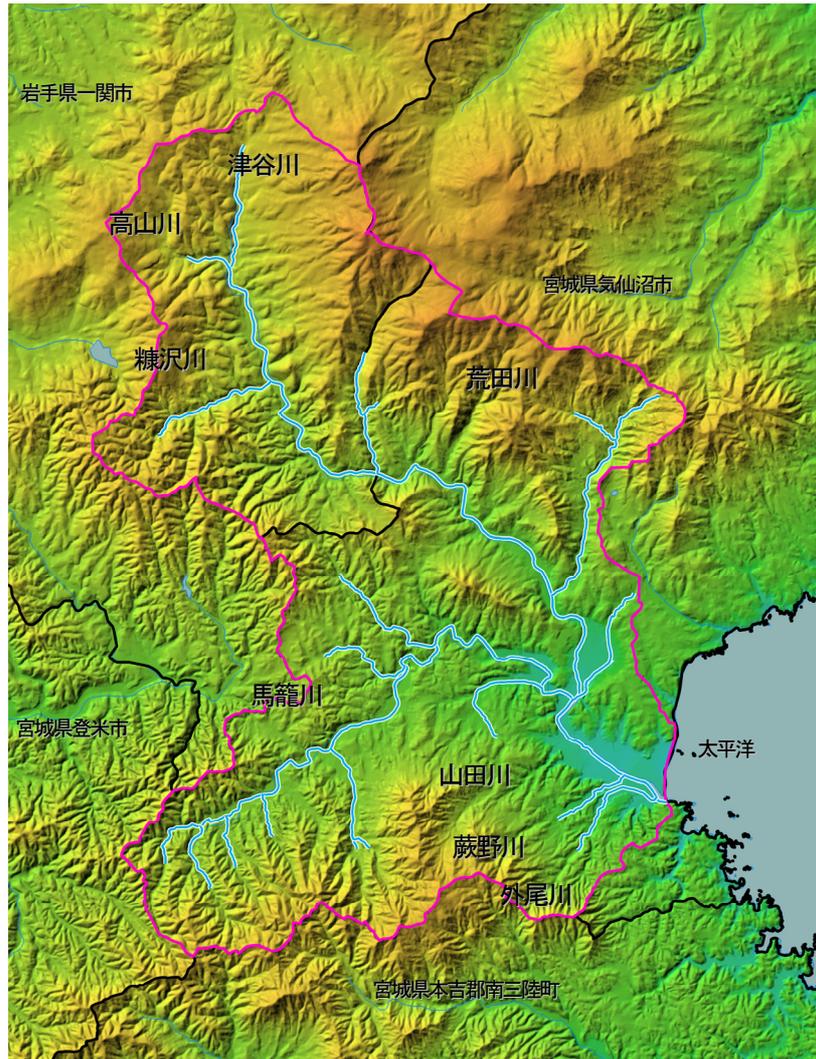


図 1-2 地形図

出典：国土地理院 基盤地区情報

(2) 地質

流域は、北上山地南部に位置し、比較的緩やかな山地を形成しており、上流域は古生代ペルム紀の堆積岩類、中流域から下流域においては中生代三畳紀に形成された堆積岩類が広く分布する地質となっている。

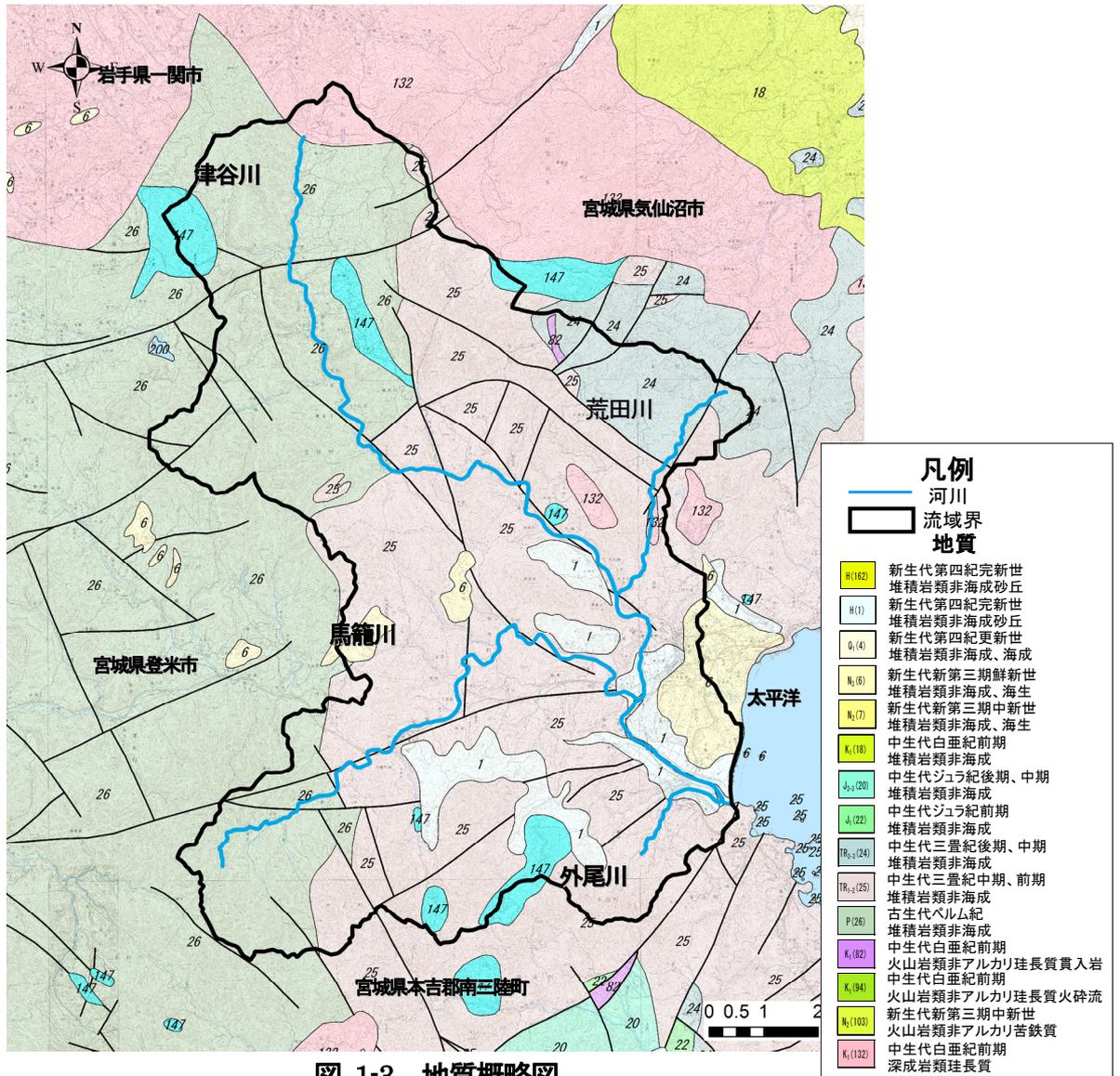


図 1-3 地質概略図

出典：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 シームレス地質図 (20 万分の 1)

1.1.3 流域の気候

気仙沼観測所（気象庁所管）の観測データを基に気温及び降雨量を整理すれば、年平均気温が約 11℃、年間降水量は約 1,400mm/年となっている。

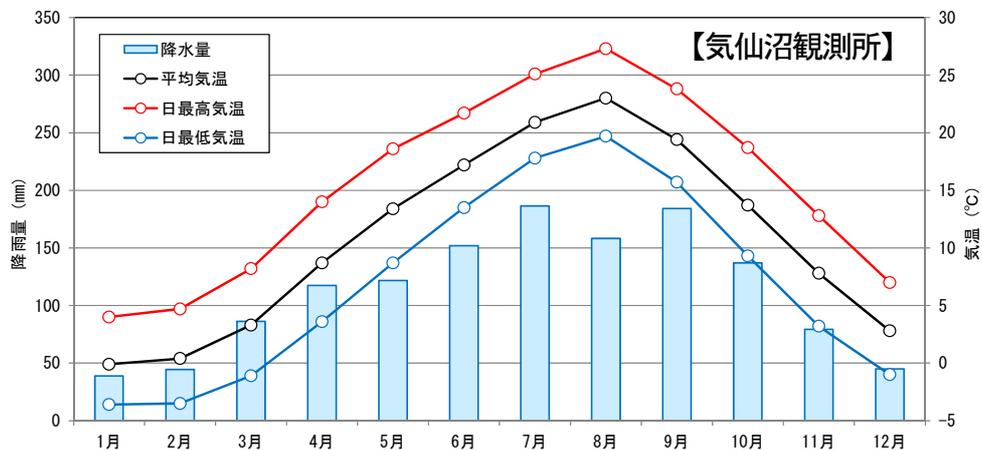


図 1-4 月別平均気温と降水量【昭和 56 年～平成 26 年の平均値】

出典：気象庁HP

1.1.4 流域の土地利用状況

対象河川流域の土地利用は、山林が 80%程度を占めており、学園橋より下流域の平地部に気仙沼市本吉町の市街地が広がる状況である。



図 1-5 土地利用の割合

出典：国土地理院 地形図 (1/25,000 : 平成 22 年 1 月発行)

1.1.5 流域の社会環境

(1) 流域の人口

気仙沼市の人口は、昭和55年より減少傾向にあり、平成27年時点で6万5千人程度である。

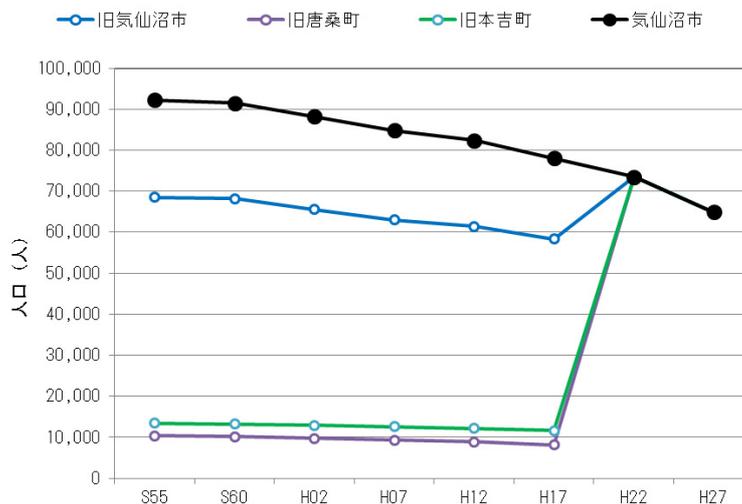


図 1-6 人口と世帯数の推移【昭和55年～平成27年：気仙沼市】

出典：国勢調査（注：平成27年は速報値）

(2) 流域の産業

産業別就業者割合は、第1次産業が減少しており、平成22年時点では10%程度、第3次産業は増加し、平成22年時点において64%を占めている。

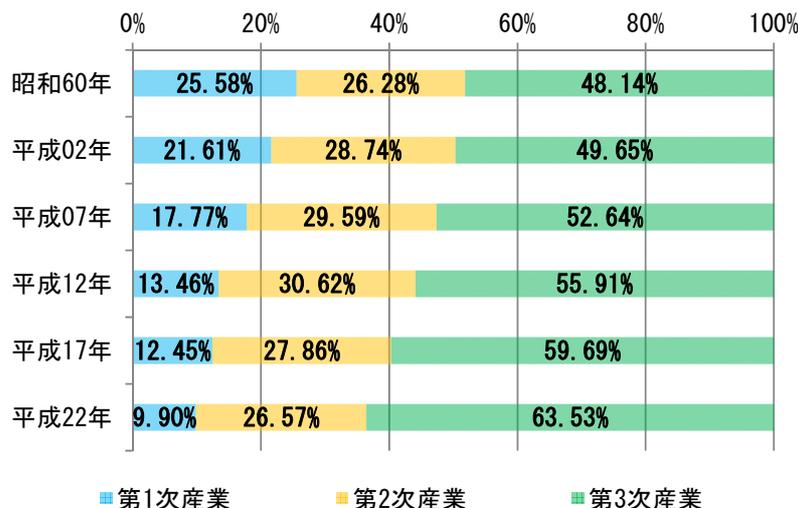


図 1-7 産業別人口の推移【昭和60年～平成22年：気仙沼市】

出典：国勢調査

1.1.6 流域の自然環境

流域南部の田束山周辺と海岸線は、三陸復興国立公園に位置付けられている。



図 1-8 流域内及びその周辺における自然公園

出典：自然公園等区域閲覧サービス (宮城県 HP)

1.1.7 流域の歴史・文化

天然記念物として、気仙沼市指定の役場の傘松等がある。

観光地として田東山があげられ、ツツジの季節には観光客で賑わう。

文化財は、釈迦十六善神像図（県指定有形文化財）が挙げられ、宮城県内にある「釈迦十六善神像」の中で最古の例とされる。

史跡として、田東山山頂には宮城県指定の田東山経塚群がある。平安時代末期の経塚群である。

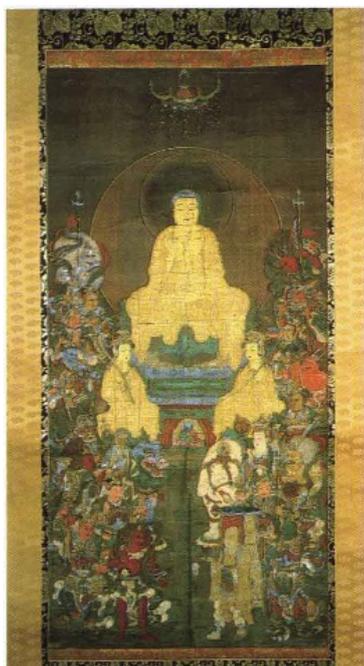


図 1-9 釈迦十六善神像図 田東山経塚群

出典：宮城県HP

1.2 河川整備の現状と課題

1.2.1 治水の現状と課題

(1) 治水事業の沿革

これまでの河川事業等の履歴、施工箇所について、図 1-10 に整理した。主に下流部で改修が実施されており、明治三陸地震津波を契機に昭和 49 年から平成元年にかけて、河口から約 1.1km 区間において T.P.+5.5m の堤防が整備されてきた。

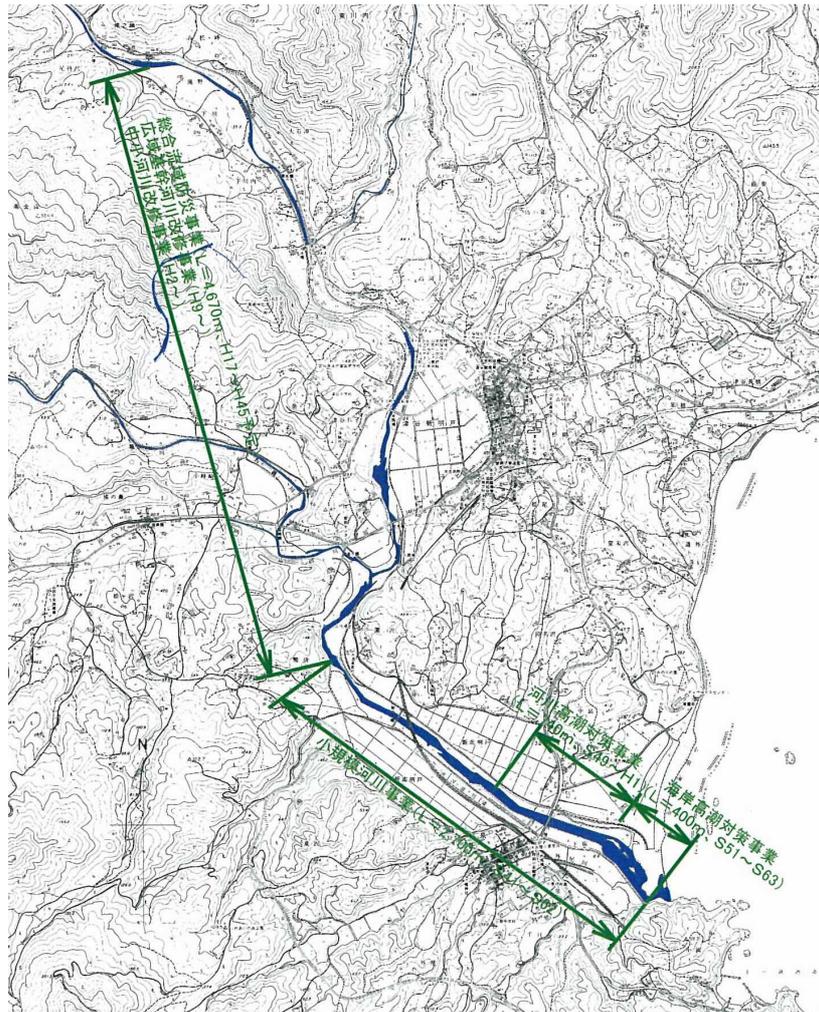


図 1-10 河川事業の履歴、施工箇所

(2) 主な洪水被害

津谷川水系の近年の洪水は、昭和56年、昭和61年、平成2年、平成14年等に発生している。特に昭和61年8月洪水では、気仙沼市本吉町内で床上浸水182棟、床下浸水734棟の被害が発生したほか、平成2年9月には、床下浸水が57戸の被害が発生している。

表 1-1 主要洪水の被害状況

洪水生起年月日	原因	総雨量 (時間最大雨量)	被害状況
昭和56年09月	豪雨と風浪	170mm (13mm)	浸水面積 12.5ha 床上浸水家屋 22戸、床下浸水家屋 161戸
昭和57年04月	豪雨と風浪	170mm (20mm)	浸水面積 0.1ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 1戸
昭和61年08月	台風10号 及び豪雨	280mm (38mm)	浸水面積 132.6ha 床上浸水家屋 91戸、床下浸水家屋 328戸
昭和63年08月	豪雨	217mm (41mm)	浸水面積 3.6ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 17戸
平成02年09月	豪雨、台風19号	78mm (19mm)	浸水面積 98.5ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 57戸
平成05年09月	台風13号、 落雷、風浪	125mm (21mm)	浸水面積 70.0ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 0戸
平成10年08月	梅雨前線豪雨	99mm (27mm)	浸水面積 0.1ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 1戸
平成10年08月	豪雨	73mm (34mm)	浸水面積 0.1ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 4戸
平成11年07月	梅雨前線豪雨 及び豪雨	239mm (21mm)	浸水面積 20.0ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 1戸
平成14年07月	梅雨前線豪雨 及び台風6号	235mm (22mm)	浸水面積 6.4ha 床上浸水家屋 0戸、床下浸水家屋 26戸

【出典】

総雨量(時間最大雨量) : 気象庁気仙沼観測所

被害状況 : 水害統計(津谷川水系のみの数字)

(3) 地震・津波の被害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合の日本海溝付近において太平洋プレートの沈み込みに伴って発生している。

津谷川水系に影響を及ぼした地震の歴史は、明治29年6月の明治三陸沖地震(M8.2)を始めとして、昭和8年3月の昭和三陸沖地震(M8.1)、昭和53年6月の宮城県沖地震(M7.4)等により大きな被害が発生した。また、プレート境界地震以外においても、昭和35年5月に遠く南米チリで発生した地震(M8.5)による津波や、陸域を震源とした平成20年6月の岩手・宮城内陸地震(M7.2)による被害も発生している。

さらに、平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、広い範囲で大規模な被害が発生し、未曾有の災害となった。石巻市鮎川浜の電子基準点付属標「牡鹿」では1.14mの沈下が確認された。

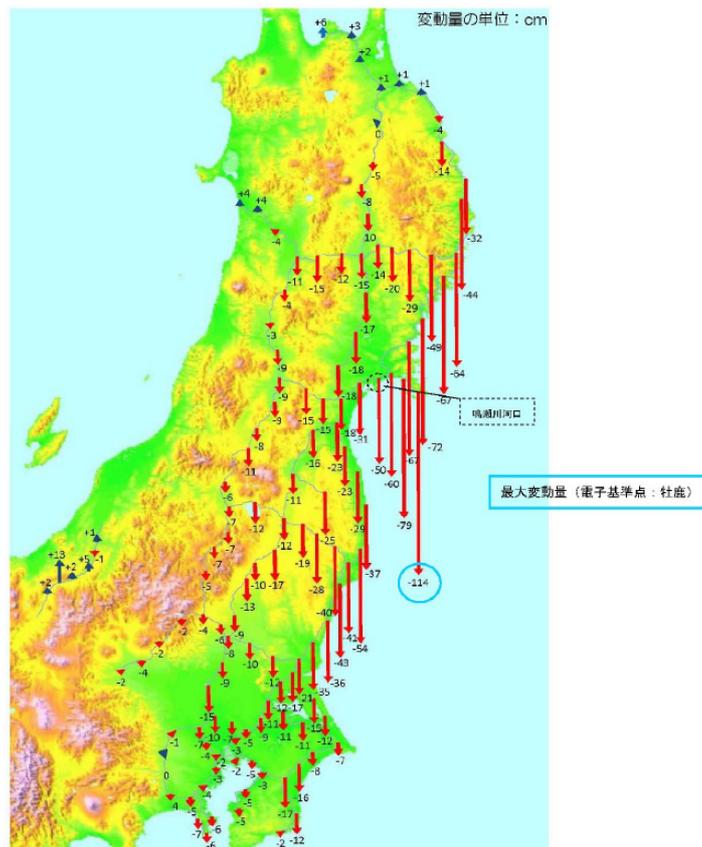


図 1-11 東北地方太平洋沖地震に伴う水準点の上下移動

出典：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う三角点及び水準点の測量成果の改定値
(平成23年10月31日 国土地理院報道発表資料)

(4) 災害復旧の現状

東北地方太平洋沖地震直後より、気仙沼市の震災復興計画での防災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業等の各種関連事業が進められており、地域復興が進んでいる状況である。

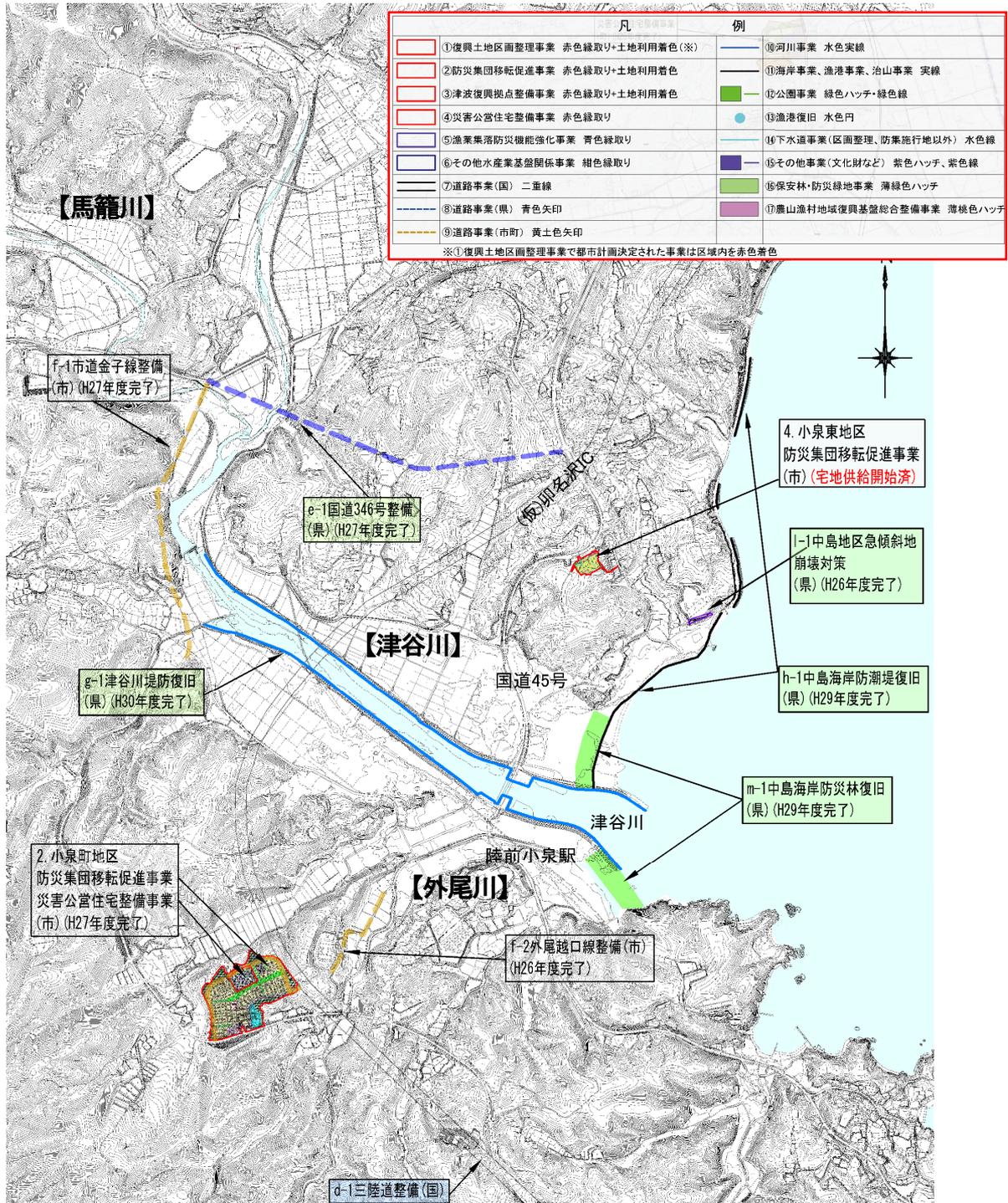


図 1-12 復興まちづくり事業カルテ【津谷・小泉地区】

出典：宮城県土木部復興まちづくり推進室

(5) 課題

津谷川水系は、河口部では過去に津波による甚大な被害を受けていることから、洪水や津波による被害を軽減する必要がある。

また、東北地方太平洋沖地震による広域地盤沈下に伴う内水被害の軽減や津波・高潮被害の防止・軽減への対策が必要とされるとともに、気仙沼市の震災復興計画と整合を図り整備を進める必要がある。

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 河川の利用

津谷川水系は、地域住民にとって大切な水の供給源であり、農業用水に利用されている。

農業用水としては、代かき期の取水量が 3.2874 m³/s、普通期の取水量が 0.6950 m³/s で、このうち許可水利権は、岩手県内の 1 件（最大 0.01m³/s）である。かんがい面積は 260.4ha で、農業用水は全て河川に還元され、他流域への排水はない。

近年では、昭和 62 年 5 月や平成 9 年 5 月に、渇水被害に見舞われており、時間給水等が行われた。

また、周辺河川と同様にサケ増殖事業が盛んであり、現在も小泉大橋付近で

しんぎよさいほ
親魚採捕が行われている。

(2) 課題

津谷川水系では、近年、渇水被害の報告はないが、取水施設が多いため、花見橋地点等での流況把握や取水管理、水質管理の継続実施が必要である。

また、流水の正常な機能を維持するため、気仙沼市、一関市や水利組合等と連携により適正かつ合理的な水利用の促進が必要である。

1.2.3 環境の現状と課題

(1) 河川環境

津谷川上流部（岩手県管理区間上流端～荒田川合流点）の河床勾配は 1/100 程度で、コナラ・クリ群落为主体となる。河道に沿って僅かな耕作地が広がり水田として利用されており、家屋は河川沿いに点在している。岩手県と宮城県の県境付近は溪谷を形成し、瀬や淵にはヤマメ等の溪流魚が生息し、貴重なギバチが生息する良好な河川環境が保たれている。

津谷川中流部（荒田川合流点～梨ノ木橋）の河床勾配は 1/180 程度で、スギ・ヒノキ・クロマツ植林や、コナラ・クリ群落を主体とした植生となっており、川沿いに形成された平坦地に市街地が発達し、河川沿いに水田が広がっている。河川には、瀬や淵が形成されており、アユの産卵場がある。また、ギバチやヤマメ等の貴重な魚類の生息が確認されている。

津谷川下流部（梨ノ木橋～河口）の河床勾配は 1/1,770 程度で、川沿いに市街地が形成されていた。河川は、瀬や淵が形成され、アユの遡上や産卵が確認されているほか、水際にはヨシ類やヤナギ類が繁茂して魚の隠れ場となっており、重要な生育環境となっていた。また、高水敷ではサケ祭り等のイベントが行われ、住民の憩いの場としても利用されていたが、これら下流部の河川環境は、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により大きく変化している。

東北地方太平洋沖地震後の調査より、シロウオ、スミウキゴリ、ウツセミカジカ等の重要種が確認されている。



【スミウキゴリ】

環境省：LP（絶滅の恐れのある地域個体群）



【ウツセミカジカ】

環境省：EN（絶滅危惧Ⅰ類）

宮城県：VU（絶滅危惧Ⅱ類）

水質については、津谷川上流（花見橋より上流岩手県境まで）が水質汚濁に係る環境基準の河川A類型（BOD^{*}2.0mg/L以下）に、下流域（花見橋より下流、流入する支川を含む）が河川B類型（BOD3.0mg/L以下）に指定されている。近年10年間のBOD75%値は、両観測地点とも環境基準値を満足しており、水質が良好な河川である。

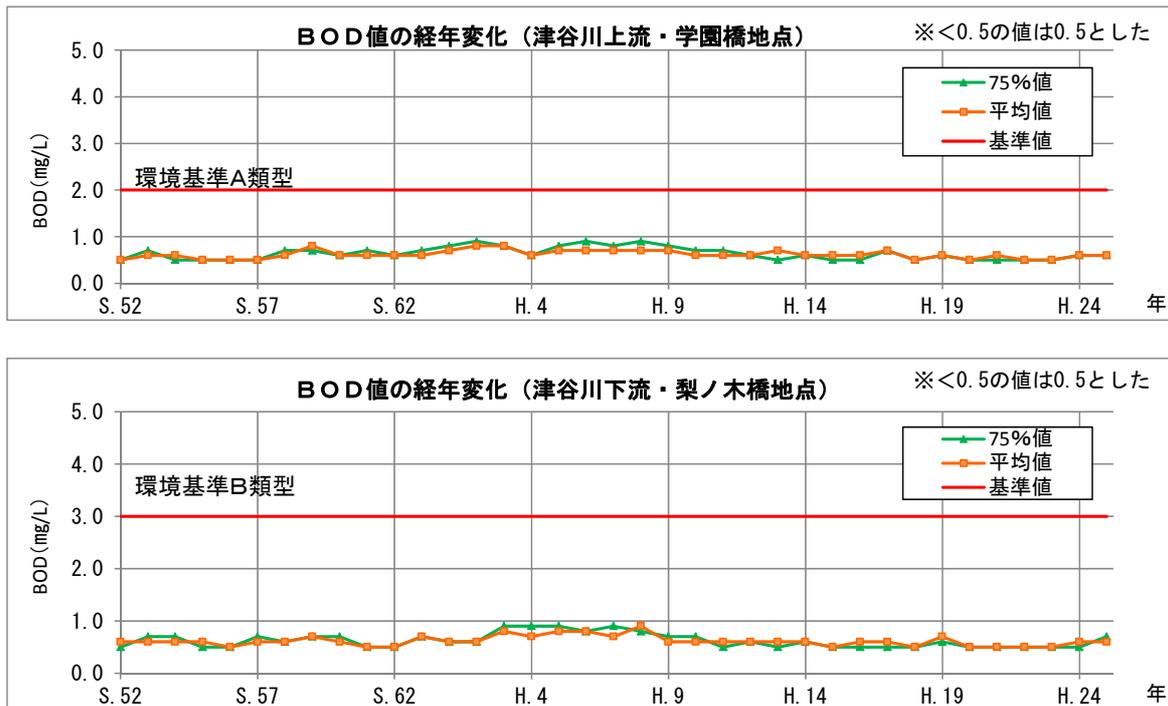


図 1-13 BOD 値の経年変化【学園橋・梨ノ木橋】

(2) 課題

津谷川では、きれいな水質が保たれているほか、豊かな自然や景観も残されていることから、今後も動植物の良好な生息・生育・繁殖の場、人が自然と親しめる憩いの場として利用できるよう、河川空間の保全・維持についても進めていく必要がある。

なお、気仙沼市の污水处理人口普及率（平成26年度）は44.2%と、県内市町村の普及率（平均値89.5%）と比べて低いため、污水处理施設の普及促進を図り、水質維持に努める必要がある。

※BOD：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）。水中の有機物が好気性微生物に分解されるときに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。数値が高いほど、有機物による汚濁が進んでいることを意味する。

1.2.4 河川の維持管理の現状と課題

(1) 河川の維持管理の現状

維持管理の現状は、日常の管理として河川巡視・パトロール、管理用通路の管理及び堤防除草（1回/年）、不定期ではあるが支障木伐採や堆積土砂撤去を実施している。

水害を防止または軽減するために、水防資材備蓄や気仙沼市との情報伝達訓練、河川の巡視・点検を実施している。

河道内の草木繁茂や堆積土砂の影響により、流下能力への影響が生じる恐れがある。

(2) 課題

維持管理では、河道内の草木繁茂や堆積土砂の影響把握や河川管理施設に対して所用の機能を発揮できるよう、適切な管理が必要である。

特に、既設河川構造物に対しては、効率的な機能維持・確保を図るための「長寿命化計画」を策定する必要がある。

河川管理者と地域住民や河川に関わる団体、気仙沼市等、多様なパートナーシップとの協働により、河川の維持管理に努めることが必要とされる。

また、水防活動を実施する人員と連携を図り、防災情報（水位・雨量・ハザードマップ）等、きめ細かい災害情報を提供し、水防対応力の向上も必要である。

近年においては、高齢化や人口減少の進行により、地域住民を含めた維持管理の体制確保・見直しが必要とされる。

1.3 河川整備の目標

1.3.1 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、以下のとおりとする。

河川名	対象区間	河川延長
津谷川	河口～岩手県一関市室根町津谷川	L=16,400m
外尾川	津谷川合流点～気仙沼市本吉町外尾	L= 1,500m
馬籠川	津谷川合流点～気仙沼市本吉町滝沢	L= 8,000m
山田川	馬籠川合流点～気仙沼市本吉町松ヶ沢	L= 2,000m
荒田川	津谷川合流点～気仙沼市本吉町狼の巣	L= 2,500m
対象区間延長 5 河川		L=30,400m

1.3.2 計画対象期間

河川整備基本方針に定められる河川整備には、長期間を要することから、段階的に目標を定め、整備及び維持管理を進めるものとする。

今次河川整備計画の対象期間は、河川整備計画策定から概ね30年間とする。なお、洪水等防止軽減水準の向上、流域の社会状況、自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等により対象期間内であっても必要に応じて計画規模や整備区間の見直しを行うものとする。

1.3.3 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

河川の氾濫防止対策については、河川沿川や流域に構築された生活基盤や人命・資産等の地域資源を守ることを優先とし、過去の洪水による氾濫箇所や浸水被害、気仙沼市の震災復興計画における土地利用状況等を勘案し、計画期間内において一連の効果発現が図られるよう、整備区間内の上下流の治水安全度バランスや資産集積状況を考慮した上で段階的な整備目標（整備の区間優先度）を定め、河道の整備を効率的に実施し、整備目標を達成するよう努める。

治水対象の目標は、河川の整備状況及び流域の規模・社会経済的重要性を勘案し、30年に一度程度発生する恐れのある洪水規模に対して、重大な浸水被害を防止することを目標と定める。併せて、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の津波被害状況を考慮し、河口から小泉大橋（国道45号橋）までを施設計画上の津波[※]に対応する築堤の整備を実施し、気仙沼市の震災復興計画と整合を図り整備を進める。

また、整備途上段階あるいは整備目標を上まわる洪水等、非常時に対する備えも重要であり、河川管理施設の適正な維持管理のほか、ソフト対策として、流域住民への河川情報や防災情報の提供を行うほか、下流部では、想定される氾濫区域の公表と併せ、既に作成・配布しているハザードマップの活用を図る等地域の危機管理体制の強化を図り、非常時に備えたより迅速な防災・避難対策を促進し、洪水時の危機管理の適切な対応に努める。

1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

津谷川の流水は、農業用水等、流域の生活や経済活動に必要な水利用のほか、河川に関わる生態系の基盤であり、さらには人々が川と親しめる場としても重要な役割を担っている。従って、その適正な利用は、安定及び豊かな市民生活及び公共の福祉を増進するために重要な地域資源である。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、花見橋での流況データの蓄積を行いながら、流水の清潔の保持や動植物の保護等のため10年に一度程度の渇水時においても対応可能な水量の確保に向け、調査検討を図る。

限りある水を有効に利用しながら、良好な河川環境を保全するために、渇水時には河川パトロール等により情報の収集を行い、必要な情報提供及び渇水調整に努め、合理的な水利用及び河川環境の保全を図りながら、流水の正常な機能の維持に努める。

また、水利流量等に不足が生じるおそれがある場合は、被害を最小限に抑えるために必要な情報提供に努め、気仙沼市、一関市や土地改良区等の水利権者との協力及び連携しながら、適切な水運用を図る。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、津谷川は豊かな自然や景観が多く残されていることから、それらを次世代に引き継ぐため、河川に関する情報の提供及びみやぎスマイルリバー・プログラム[※]への参画を呼びかけや、河川に関連する歴史・文化や自然とのふれあい、環境学習やレクリエーションの場としての利活用等、地域住民や関係機関、小中学校と連携して、その河川環境の整備と保全に努める。

河川の整備にあたっては、動植物の重要な生息・生育・繁殖環境となっている、みお筋や瀬、淵、河畔林、植生等に配慮し、構造物における縦横断的連続性の分断を防止する等、多様な生態系が維持されるよう、保全に努める。

掘削等を行う場合には、みお筋を極力変更せず、河川が有している自然の復元力により元の環境に復元できるよう努める。

また、生息魚種の生息・生育・繁殖環境に配慮し、瀬・淵の保全、産卵場所となっている平瀬等の保全に努め、多様な生物の生息環境となっている河底の現状の保全に努める。

今後も継続的に底生動物や鳥類を含めた環境調査を実施し、重要種（貴重種）への配慮事項を検討するとともに、瀬や淵等の河道環境の維持を図り、生態系や河床形態の多様性が維持されるよう、生物のつながりの保全に努める。

河川堤防（特に津波堤防区間）は、覆土等の景観や河川利用に配慮した対策を図るとともに、工事実施の際には、水質汚濁への配慮に努める。

さらに、関係機関への水質調査の協力・情報共有により良質な水質の維持・保全、河川景観や河川と触れ合える場の維持・形成等にも考慮しながら河川環境の保全に努める。

1.3.6 河川の維持管理に関する目標

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、安定的な水利用の維持、良好な水質の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川が有する多面的機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を進める。

排水樋管等の河川管理施設は、定期的な点検・修繕を行い、中長期的な維持管理・更新に取り組むよう努める。

また、流域住民との関係をより密にし、河川愛護意識の高揚を図り、住民参加による河川管理を実行するとともに、川が引き続き美しく、親しみやすい空間であるために、地域の人々と協力して河川美化活動等に努める。

2. 河川整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

2.1.1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する整備

津谷川の被害の防止、軽減を図るため、築堤、河道の掘削等の河川整備を実施する。河川整備の実施にあたっては、気仙沼市の震災復興計画による防災集団移転地や復興事業におけるインフラ整備が進んでいる状況を踏まえ、漁業関係者及び関係機関等と十分に調整を図るとともに、適正な施工管理に努め、河道掘削に伴う樹木の伐採は、河川環境の保全に配慮しながら、適切な措置を講ずる。

河口部については、海岸堤防等の施設と同様に頻度の高い津波（レベル1津波）に対しては、堤防や水門等の構造物により、県民の生命・財産、産業・経済活動を守ることを最優先とし、最大クラスの津波（レベル2津波）に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、土地利用規制やハザードマップ等「住民避難」を軸としたソフト施策と、ハード整備を組み合わせた多重防御の考え方で減災を目指す。

堤防の整備にあたっては、施設計画上の津波高を越える津波が来襲し、堤防等の天端を越流する場合においても、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造上の工夫を施すこととする。

河口部（津波対策区間）においては、気仙沼市の早急な地域復興を担うため、築堤整備を他事業と調整を図りながら、整備計画実施において第一優先に進める。

津波対策区間の整備後においては、上流部の河道の目標流量を安全に流下させるために、治水安全度バランスや資産の集中状況を考慮しながら、無堤地区の解消や河道掘削等の改修を優先的に進め、目標とする治水安全度を上流に向け確保する。

河道掘削にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場ができるだけ消失しないよう掘削形状等に配慮する。

また、資産の集中状況や洪水の流下阻害となる箇所を優先的に整備し、整備効果が大きく発揮されるよう、効率的・効果的に整備及び維持管理（整備区間上流も含む）を実施する。

なお、ハード整備、ソフト施策の実施効果や評価については、各種行政評価制度を活用するものとする。

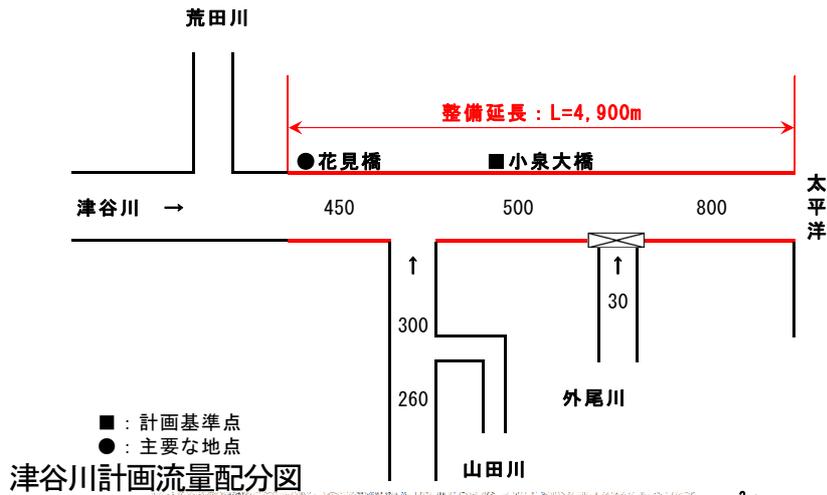
河川名	整備区間等	整備延長
津谷川	河口から一堂取水口付近の区間において、築堤及び河道掘削を行う。	L=4,900m
外尾川	津谷川合流点の水門整備、津谷川合流点市道橋上流までの区間において、築堤を行う。	L=1,000m
馬籠川	津谷川合流点から国道346号岩崎橋までの区間において、築堤及び河道掘削を行う。	L=750m
河川整備区間延長 3河川		L=6,650m

(1) 津谷川

津谷川については、河口から熊の堂頭首工付近までの区間において施設計画上の津波に対応した築堤及び河道掘削を実施する。

また、熊の堂頭首工から一堂取水口付近までの区間においての築堤及び河道掘削を実施する。

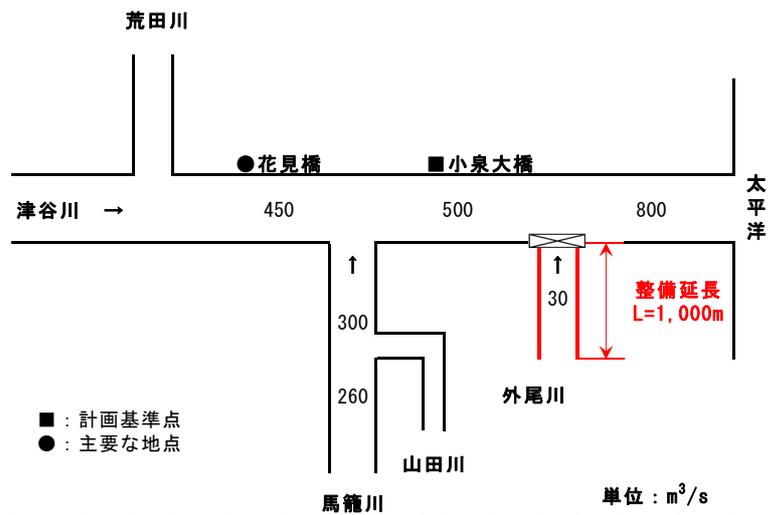
計画高水流量は、小泉大橋地点において $800\text{m}^3/\text{s}$ とする。



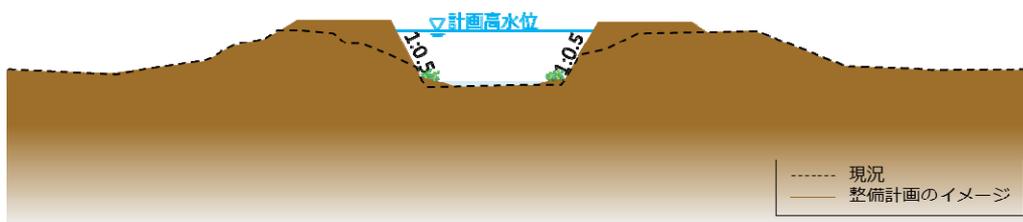
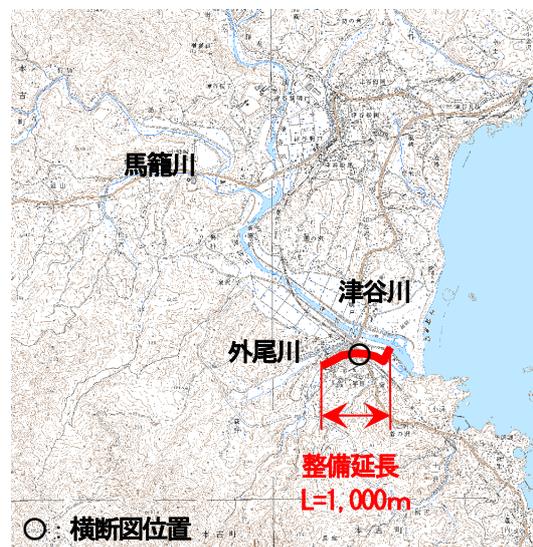
(2) 外尾川

外尾川については、津谷川合流点から市道橋上流までの区間において築堤及び河道掘削を実施する。

また、津谷川合流点に施設画上の津波に対応した水門を整備する。

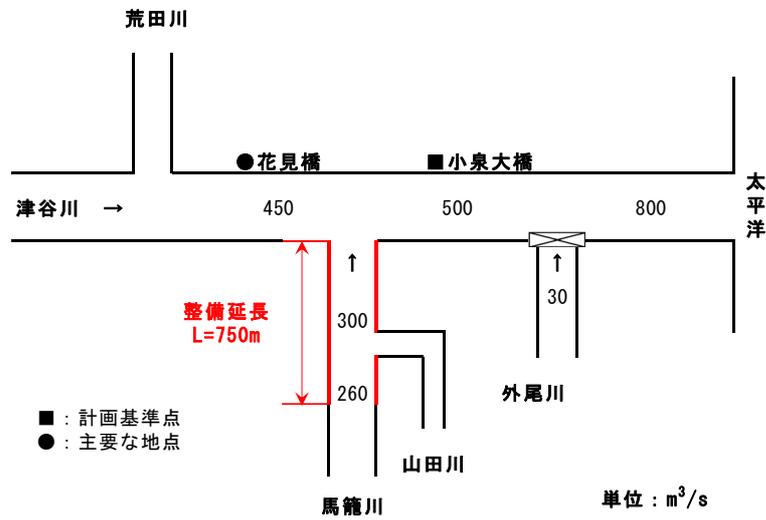


外尾川計画流量配分図

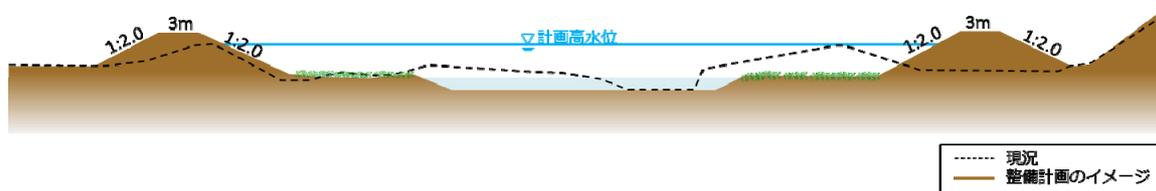


(3) 馬籠川

馬籠川については、津谷川合流点から国道 346 号岩崎橋までの区間において築堤及び河道掘削を実施する。



馬籠川計画流量配分図



2.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

津谷川水系における流水の正常な機能を維持するための流量は、今後、当該河川での流況資料の蓄積に努めると共に、動植物の生息地または生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に配慮しつつ、引き続き河川環境の実態等の資料蓄積に努めるとともに、今後の地域開発や圃場整備計画等による新規利水計画を把握しながら、設定するものとする。

2.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

河川工事の実施にあたっては、各河川・海岸の現場特性に応じて選定された環境の各分野の専門家や学識者による環境アドバイザーからの助言を受け、治水・利水・環境の面から適切に評価し、魚類の生息・生育・繁殖環境となる瀬や淵、河道内樹木等河川環境を十分に把握し、東北地方太平洋沖地震後に確認された重要種に対して、シロウオ、スミウキゴリ、ウツセミカジカの回遊環境に配慮し、河川の縦横断方向の連続性の確保、タコノアシ等の植物へは水位変動を受ける水際の生息環境の保全を図り、可能な限り専門家や地域住民の意見を聞きながら、背後の里山環境等との連続性を含めた動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

また、水際部の整備にあたっては、環境に配慮した川づくりを推進する。

施工中や施工後においても必要に応じ、環境アドバイザーからの助言・指導をいただき、環境に配慮した整備を進める。

工事実施の際には、魚類等の生息環境へ影響を与えないよう、汚濁防止フェンス等の設置により、水質汚濁防止に努める。

外来種については、繁殖を防ぐ目的で外来植物分布調査を進め、その結果を踏まえて除草時には種を蒔き散らさないように留意する。

河川の水質、物理環境や動植物の生息・生育・繁殖の経年的変化をとらえることを目的に、これまで実施してきた環境調査を継続的に実施する。

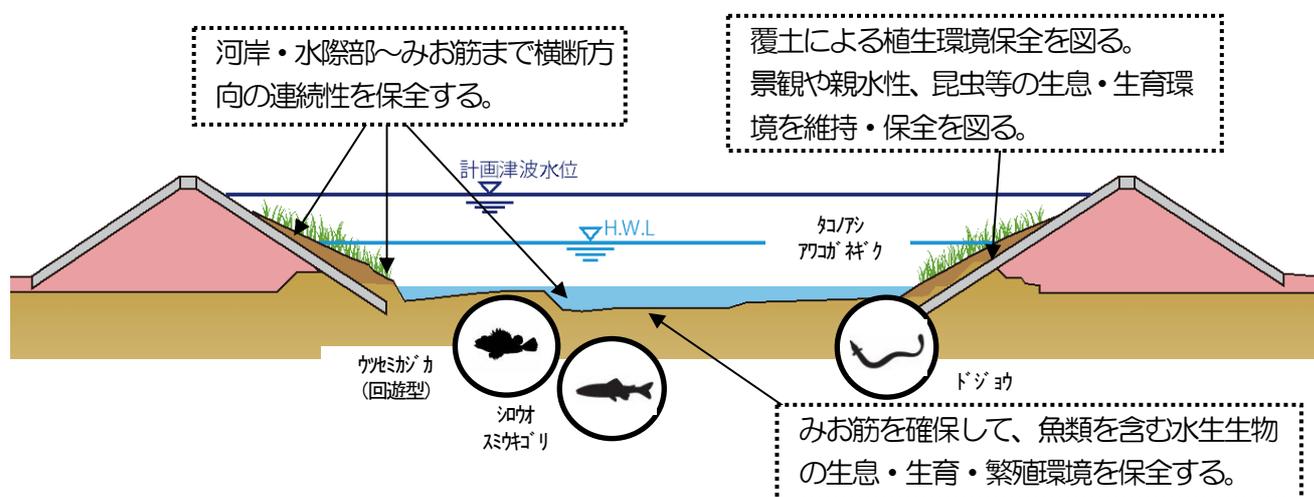


図 2-1 改修後の河川環境イメージ図

(2) 水質の保全

定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、気仙沼市、一関市や関係機関と連携して啓発活動を行う等、流域住民とともに水質保全に努める。

また、河口域や海域を含めた流域全体の環境保全に努める。

(3) 健全な水循環系の構築

10年に1回程度起こりうる渇水時においても、正常な機能の維持・保全を図る「豊かな流れ」を確保する。それに加え、洪水を安全に流下できる河川の整備を進めることによる「安全な流れ」、水質の維持・保全に努めることによる「清らかな流れ」、健全な生態系の維持・保全に努めることによる「豊かな生態系」を目指した取り組みを進める。

(4) 人と河川とのふれあいの場の利活用

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、人々が河川とふれあえる場を維持・保全に努める。

流域内の河川を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を流域全体として積極的に創り出すよう河川愛護・美化の普及を推進する。そのため、河川に関する様々な情報を県のホームページ等により提供し、地域との情報の共有化を図る。

上流部と下流部における流域住民の河川に関する理解と交流を深め、流域が一体となった取り組みができるよう支援する等、流域の視点で流域や関係機関との連携を図る。

人と河川とのふれあいを促す取り組みとして、小中学校への環境学習やレクリエーションの場としての利活用の促進、みやぎスマイルリバー・プログラム^{*}に取り組む団体を増やすよう努め、河川環境保全やふれあいの場の創出を図る。

また、出前講座・環境学習について、川の役割等を教える場としての活動に努める。

河川整備にあたっては、気仙沼市の震災復興計画と連携し、東北地方太平洋沖地震前の良好な景観の維持・保全に努める。

表 2-1 流域のみやぎスマイルリバー・プログラム認定団体

サポーター名	河川・ダム名	サポート区間	活動	認定
小泉川鮭増殖組合	津谷川	十郎右工門頭首工～河口 700m	清掃	H19.11.14

^{*}みやぎスマイルリバー・プログラムとは、宮城県が管理する河川における除草や清掃等の環境美化活動を行うボランティア団体を支援し、住民参加のまちづくりを進める仕組み。県はボランティア団体を「スマイルサポーター」として認定し、県と市町村がボランティア団体を支援する。

出典：宮城県HP

2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川の維持の基本となる事項

「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の適切な機能の維持管理」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、河川管理施設を本来の機能が発揮されるように、適切な維持管理を図る。

2.2.2 河川の維持管理

(1) 河川の状態把握

河川の管理を適切に実施するためには、河川の状態を把握する必要がある。このため、定期的に河川巡視・点検を実施し河道状況を把握する。

大規模な出水が発生すると、河川管理施設に対して、大きな影響を与え、施設の機能維持を左右する場合があるため、その変状を把握する必要がある。そのため、出水期前及び洪水後は施設の巡視等必要に応じて実施する。

また、大規模出水による河道の変化は非常に大きく、河川構造物への影響も大きい。このため、土木施設の被害調査を実施する。

渇水状況や洪水の規模を適切に把握するとともに、治水計画等の基礎資料とするために、これまで平常時・洪水時に関わらず、継続的に水文観測調査を実施する。

(2) 堤防の維持管理

堤防は、洪水を安全に流下させ、流域の人々の生命や財産を守るための重要な施設である。

このため、河川巡視・調査等により、堤防の変状を早期に把握し、必要に応じて適切な補修等を行い、堤防の機能の維持に努める。

また、堤防法面や河岸の除草等、適正な管理に努める。

(3) 河川構造物の維持管理

水門・樋門等の河川管理施設や周辺堤防の変状を把握するため、定期的な河川パトロールの実施により、護岸等の河川構造物の変状の点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、必要に応じて補修を実施する。そのために、既設河川構造物に対しては、今後も期待する機能維持・確保を図る目的で、「長寿命化計画」を策定し、適切な補修及び改修計画の設定により、構造物の劣化速度の軽減やライフサイクルコストの縮減を含めた効率的な維持管理を図る。

(4) 河道の維持管理

河道の変動、河岸の侵食、護岸等の変状を早期に把握し、適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮できるよう、必要に応じて補修や河道埋塞土砂撤去等を実施する。

護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が流出し、堤防の侵食や河川水の浸透水による漏水が発生する等、堤防の安全性が損なわれる恐れがある。津波発生時も、堤防は施設画面上の津波に対応しうるように設計されるため、護岸の損傷による堤防決壊等、甚大な被害が生じる可能性がある。したがって、災害発生の未然防止の観点から、早期に護岸の損傷を発見、監視・評価し、必要に応じて補修に努める。

(5) 河川空間の管理

河川空間は、地域住民が身近に自然とふれあえる場として、様々な用途に利用されている。このため、地元住民、気仙沼市や一関市、小中学校を含めた連携・協調を図りながら、利用者の視点に立ち、環境学習やレクリエーションの場としての利活用等の環境づくりに努める。

河川の占用にあたっては、目的と治水上・環境上及び他の占用施設の影響を考慮し、占用施設が適正に管理されるように占用者を指導する。

河川パトロール等により河川空間の状況を把握し、悪質な行為に対しては関係機関へ通報を行うとともに、必要に応じて看板を設置する等不法投棄対策に努める。

また、河川について理解と関心を高め良好な河川環境を保全するため、住民参加による河川清掃を始めとした河川愛護活動を推進するものとし、気仙沼市、一関市や関係団体との協力により、近年の高齢化や人口減少の進行状況に応じた維持管理の体制確保・見直しを図る。

2.2.3 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

平成 27 年 9 月に発生した線状降水帯による集中豪雨等、近年では異常気象を起因した豪雨により、堤防決壊や浸水被害発生の恐れがあることから、出水時には気仙沼市と協働し河川巡視を行い、堤防の状態や河川管理施設等の状況を把握し、危険箇所の早期発見に努めるとともに、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧等を図る。

堤防決壊等の甚大な被害が発生した場合には、国土交通省や自衛隊等の関係機関との連携により、速やかに復旧対応を図る。

また、内水氾濫が発生した場合には、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部等と連携して、ポンプ排水等の内水被害の軽減対策を図る。

(2) 地震、津波及び高潮対応

地震、津波及び高潮等に対しては、気象庁や国土交通省・気仙沼市と連携のもとで、情報の収集及び伝達の適切な実施と河川管理施設等の迅速な点検を行い、二次災害の防止を図る。

なお、震度 4 以上の地震が発生した場合は、迅速に堤防等河川管理施設の状況把握に努める。

(3) 水質事故の対応

水質事故に対する備えとして、防除活動に必要な資材（オイルフェンスや吸収マット等）の備蓄を進める。また、事故発生時には関係機関の連携による早期対応により、被害の拡大防止に努める。そのためには、連絡体制と情報提供を一層強化し、水質事故防止対策の充実を図るとともに、意識啓発に努める。

(4) 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を関係機関に迅速に提供するとともに、気仙沼市の水道渇水対策本部との情報交換や利水者相互間の水融通を図る等、適切な低水管理及び円滑な水利用等の渇水調整を図り、関係機関と連携して渇水被害の軽減に努める。

(5) 河川情報の収集・提供

インターネットを經由し、パソコンや携帯電話からリアルタイムに雨量や水位等の情報を入手できるよう、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を適切に運営する。

また、河川流域情報システムが常に機能を発揮できるよう施設の定期的な点検を行う。

今後の ICT 技術の進展を踏まえ、よりリアルタイムに河川情報を発信する等、多様な用途でわかりやすい情報が確実に伝わるようなシステム構築に努めていく。



図 2-2 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）の表示画面

出典：宮城県土木部総合情報システム HP

(6) 洪水ハザードマップの作成支援

沿川地域の防災力の強化に向けて、気仙沼市において洪水ハザードマップが活用されるよう、平成24年3月から進めている「水害から命を守るプログラム ～柔をもって豪雨を制す～」を推進させ、講演会や出前講座・学習支援等の広報活動による住民の意識向上に向けて、必要な情報提供の支援を積極的に進める。

気仙沼市では、平成23年3月に洪水ハザードマップが作成されている。



図 2-3 気仙沼市本吉町防災マップ（洪水）

出典：気仙沼市HP

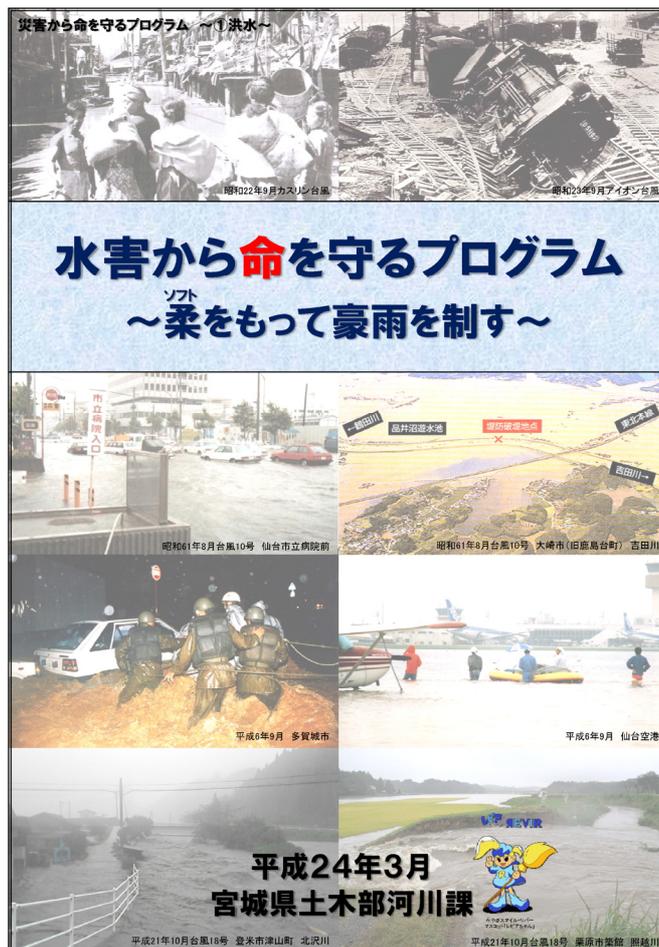


図 2-4 「水害から命を守るプログラム ～柔をもって豪雨を制す～」表紙

出典：宮城県 HP

(7) 水防活動への支援強化

河川水害の被害を軽減させるために実施する水防活動は、水防法により気仙沼市が主体となって実施することとなっているが、河川管理者である宮城県と気仙沼市等の水防管理団体とが連携して水防活動に取り組み、水防技術の習得と水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。

また、被災経験を後世へ伝承し、風化を防ぐため、防災教育・訓練等に対しても支援を行い、水防に対する防災意識の啓発・効用を図る。

2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

2.3.1 流域上流部の森林保全

山林の荒廃防止や遊水機能を有した土地の保全等、今後の土地利用計画については、流域住民や関係機関と協力し合い、気仙沼市の都市計画や土地利用計画等と十分に調整を行う。

2.3.2 災害に強いまちづくりとの連携

洪水時には水防管理団体と連携を図り、被害の軽減に努める。

また、河川情報（降雨量、水位等）の収集を行い、河川に関する情報を宮城県河川流域情報システム（MIRAI）等により提供し、流域との情報の共有化を図る。

災害時においては、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等により情報を迅速に伝達し、関係機関との共有化を図ることにより災害の拡大防止を図る。

2.3.3 震災復興計画との連携

気仙沼市において、東北地方太平洋沖地震後に「気仙沼市震災復興計画 海と生きる」が策定され、“地盤沈下による冠水地域の復興”と“海岸・河川施設の整備”が計画とされた。その計画を踏まえ、気仙沼市と協働・連携するとともに、震災復興計画と整合を図り、復旧対策・工事を実施する。

また、整備計画を実施していく上で、地域住民への整備内容の説明会を開催し、共通理解の推進と地域住民への周知により合意形成の促進を図る。

津谷川においては、「中島海岸及び津谷川災害復旧事業に関する検討会」を設立し、復旧事業に関する景観や環境対策について協議等を進めている。

気仙沼市震災復興計画

海と
生きる

平成23年10月
気仙沼市

出典：気仙沼市HP

2 地盤沈下による冠水地域の復興

- 市内全域が地盤沈下し、沿岸部においては冠水が日常化しています。土地利用が困難な状況となっている市街地等においては、被災市街地復興土地区画整理や土地の嵩上げによる面的整備を行うとともに、沈下した道路は災害復旧や改良復旧により整備し、市民生活の安全・安心の確保と産業・経済活動及び都市機能の再生を図ります。

集中復興期間					集中復興期間以降				
H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地盤沈下による冠水地域の復興									

4 海岸・河川施設の整備

- 海岸堤防については、人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守るため比較的発生頻度の高い数十年から百数十年に一度の津波高に対応する海岸堤防の整備を行います。
- 河川護岸の決壊や沈下については、災害復旧事業により復旧してまいります。また、津波による河川からの浸水を防ぐため、海岸堤防高と合わせた嵩上げ整備を図ります。
- 海岸・河川整備に当たっては、防潮林等における照葉樹林の活用と法面の緑化を図ります。

集中復興期間					集中復興期間以降				
H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
海岸・河川施設の整備									



図 2-5 津谷川及び中島海岸の災害復旧計画イメージ

※現時点でのイメージパースであり、今後変更する可能性があります。

出典：宮城県